



大水工工 第9131号
令和3年3月8日

株式会社 英光産業
代表者 金山 千代子 様

大阪市水道局長
河谷 幸生

改良土製造工場の登録について（通知）

令和2年10月14日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、手続きが完了しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 登録期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 2 製造工場 工場名 株式会社英光産業 大阪東部リサイクルセンター
所在地 大阪府東大阪市水走1丁目9番15号
- 3 特記事項
1. 本登録は、当局土木工事における改良土調達先を指定するものであり、貴社の改良土販売にあたっての品質保証、製品認証及び工場認証等を当局が行うものではない。
 2. 申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第11条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。
 3. 改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第12条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。
 4. 施行の細目第13条第1項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。
 5. 登録終了日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第10条の規定に従い、登録終了日の前年の11月30日までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。

※「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所

水道局H.P (<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/>) > 経営情報 > 条例・審査基準等 > その他の例規 > 改良土製造工場の登録に関する施行の細目

6. 次回登録更新手続時において、基準不適合の各種試験結果を提出した場合、当局登録基準に適合する改良土を製造していないものと判断し、再試験及び再提出を認めず登録を取り消す。